

2 コ 対 第 7 4 号
令和2年5月19日

厚生労働大臣 様

福島県知事
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制
及び検査体制の現状に関する御認識について (回答)

令和2年5月14日付け厚生労働省発健0514第8号にて照会のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

〔 事務担当 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括班 庄司 電話 024-521-7872 (内 5710) 〕

新型コロナウイルス感染症発生下における 医療提供体制及び検査体制の現状について

令和2年5月19日
福 島 県

1 医療提供体制について

(1) 現 状

- 当県における陽性者は81名であり、入院者13名及び宿泊療養者2名の15名に医療提供を行っており、病床利用率は確保病床229床に対して5.7%である(5月18日現在)。
- 病床利用率のピークは4月8日の46.4%で、当時の確保病床数56床に対して26名が入院となったことから病床確保が逼迫しつつあった。
- 現在、帰国者・接触者外来は36医療機関で実施している。
- 地域外来(いわゆる発熱外来)は、郡市地区医師会や病院を中心に5か所に設置済であり、さらに増える見込みである。

(2) 対応状況

- 病床確保目標については、4月28日開催の第3回県医療調整本部会議において、患者数が増加した場合に備え、最大800床程度(重症20床、中等症200床、軽症・無症状600床)とした。
- 現時点の確保病床等については、県医師会等の関係機関の協力により、ICU等(15床)を含む229床を確保するとともに、軽症者等を対象とした宿泊療養施設300室を確保し、受入病床等数は合わせて529床となっている。

(3) 医療提供体制に関する現状認識

- 当県ではピーク時の確保想定を800床程度としており、現在の確保病床等数529床については、現時点の感染状況、さらには一定程度の感染拡大に対しては対応可能な規模と認識している。
- 緊急事態措置解除後の影響を注視しつつ、当面は現体制を維持する。
- リスク管理の観点から、従来の確保目標として掲げていた800床については、感染拡大状況を踏まえつつ、必要に応じて確保を進めていく。

(4) 今後の課題

- 感染症指定医療機関を始め、入院協力医療機関においては、陽性患者の受

入病床の確保、院内感染防止のための周辺の空床措置、院内感染防止対策、手術等の延期、入院制限、外来制限、人員確保等に取り組んでおり、対応の長期化に伴い、医療従事者の負担や病院の経営等に影響が生じている。

- 政策的に病床確保を進めていくには、空床補償範囲の拡大や入院稼働に見合う補償単価の設定など医療機関の負担に見合う措置が不可欠であり、当県では、国の補助単価への上乗せや対象外経費への独自支援を行うこととしているが、本来、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において措置すべきものであり、対象範囲を拡大するとともに、十分な交付額の確保をお願いしたい。

2 PCR 検査体制について

(1) 現状と対応状況

- PCR 検査については、帰国者・接触者外来で医師が必要と認めた場合に行政検査を実施している。
- 5月18日現在で、本県の検査可能検体数は、衛生研究所及び中核市保健所で100検体、民間機関への委託で100検体の合計200検体となっている。一方、検査実施数は、1日の検査最大数が146件、100件を超えた日は6回となっている。

(2) PCR 検査体制に関する認識

- 当県では、現在200検体分の検査体制を確保するとともに、さらに検査機器整備により120検体分を増強予定である。
- このほか、医療機関における民間検査機関への委託拡大も行っており、一定程度の感染拡大局面には対応可能な体制と認識している。
- ただし、リスク管理の観点から更なる感染拡大局面も想定し、民間検査機関等を活用し、検査体制の強化を図っていく。

(3) 今後の課題

- PCR 検査について、現時点で逼迫した状況とはなっていないが、クラスターの発生や第2波への備えとして余裕があるとは言いがたい。
- 検査に係る衛生研究所等の人員体制についても、現状ではこれ以上の実施は難しい。
- 民間検査機関への検査業務を委託するための事業が包括交付金では認められていないため、経費の捻出が困難となっている。民間等への委託増加などにより、更なる検査可能数の上積みを行う必要があるため、検査委託事業を認めていただくようお願いしたい。